

6-1 モビリティ・マネジメントによる持続可能なライフスタイルへの転換

施策名：コミュニケーションによる国民のかしこい環境行動への転換

富山市の例

小学3, 4年生が、社会科で活用する副読本に、市内公共交通路線網を網羅した地図を掲載するとともに、全小学校での実施を校外学習でのモデルプログラムを構築

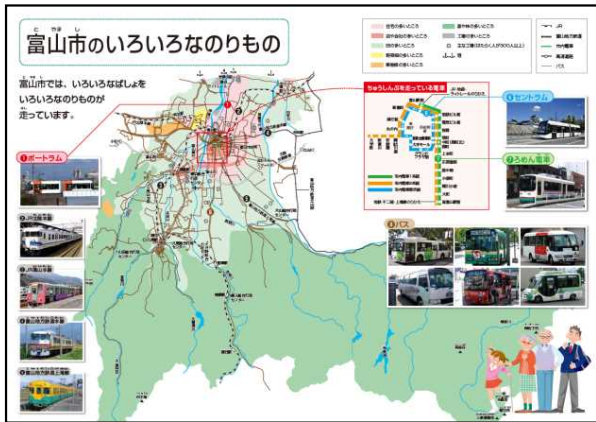
秦野市の例

小学生に、過度な自動車利用による交通渋滞の発生などの体験授業や「行動プラン」作成を通じ、自動車と公共交通機関の関係を学ぶ学習の継続の実施(H17~H27年度)

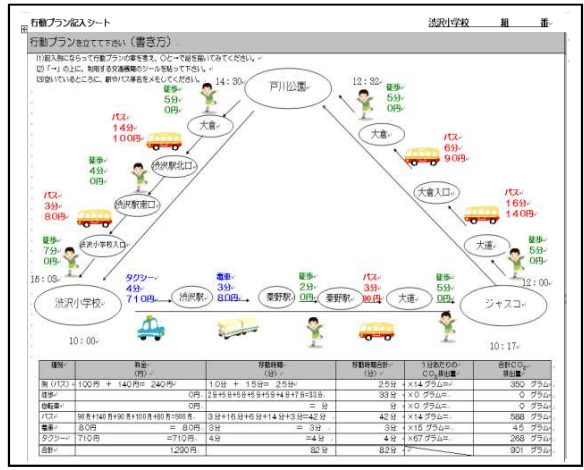
京都府の例

鉄道事業者やバス事業者、宅配事業者などと連携し、個々の事業者の取組や、乗降方法、運賃表の見方などを学習させるとともに、事業者向けの実施手引書を整備

- ・公共交通路線網入り地図
→市内の公共交通を認識
- ・モデルプログラムの構築
→公共交通機関への乗車機会の創出



社会科副読本「わたしたちの富山市」掲載地図



「行動プラン」記入シート

- ・事業者向け実施手引書の整備
→事業者単独での実施
- ・事業者の取組み紹介
→単なるモビリティ・マネジメント教育だけでなく、キャリア教育も兼ねる



事業者による授業

公共交通機関を利用して校外学習を行い、子供たちが公共交通機関が移動手段の一つだということを認識

過度な自動車利用により「社会的ジレンマ」(人々が公益よりも私益を優先させると、結果的に社会全体の公益が低下、私益の観点からも結局損をする)が起こることを学習

乗車体験だけでなく、大人が環境負荷削減に取り組んでいることを見せることで、自発的な行動を促す

小学生等を対象に、事例、教材の提供等を通じた教育普及活動等により、モビリティ・マネジメント施策を推進

6-1 モビリティ・マネジメントによる持続可能なライフスタイルへの転換

施策名：交通エコロジー教室の開催

施策名：表彰、セミナー等の開催を通じたかしこい環境行動の推

交通エコロジー教室

国民生活に身近な問題である交通と環境の問題を広く国民に情報提供し、環境負荷の小さい交通体系を支える国民意識を醸成するための場を国民に提供

対象：一般国民

- 内容：・交通と環境に関する情報
- ・地域における交通分野の環境トピック
- ・外部講師の講演



効果：各個人による具体的な取り組みを教室を受けた本人のみならず、その周囲の関係者にも問題意識を共有できる



交通エコロジー教室の様子

エコドライブ、ESTに関する表彰やシンポジウムの開催等による促し

- ・「エコドライブ活動コンクール」、「EST交通環境大賞」の表彰
- ・「エコドライブシンポジウム」、「ESTフォーラム」の開催



表彰、地方運輸局等と連携した広報活動の充実化等によるエコ通勤の促し

- ・取組開始：21年6月～
- ・登録総数：644事業所(28年3月末現在)
- ・国土交通大臣表彰



27年度交通関係環境保全優良事業者表彰式

6-2 環境負荷の「見える化」による環境性能の高い住宅・建築物の選択等の推進

施策名：運輸事業者等における環境配慮活動の選択への促し

▶ 運輸事業者等における環境配慮活動をマーク等により「見える化」、制度の普及促進に継続的に取り組む。

グリーン経営認証制度

トラック、バス、タクシー、内航海運、旅客船、港湾運送及び倉庫の各事業者の環境改善の努力を客観的に照明し、取組意欲の向上等を図り、運輸部門における環境負荷の低減につなげていくための制度である「グリーン経営認証」制度の普及拡大を図る。(平成27年度登録状況：7,211事業所)



カーボンオフセット

交通・観光事業者向けのカーボンオフセット支援システム構築やガイドラインの作成、セミナー等の開催により制度普及に貢献



エコルールマーク、エコシップマーク制度

エコルールマーク制度



地球環境に優しい鉄道貨物輸送を一定割合(量)以上利用している商品や企業を認定

認定商品：201品目
認定企業：88社
(H28.9.8時点)

エコシップマーク制度



省エネ・CO₂削減に効果のあるフェリー、RORO船、コンテナ船、自動車船を一定程度利用するモデルシフト貢献企業を選定

認定企業：227社
(H28.8時点)



事業者への説明会、金融機関等に対する低金利融資の働きかけなどにより制度普及の継続的展開

6-2 環境負荷の「見える化」による環境性能の高い住宅・建築物の選択等の推進

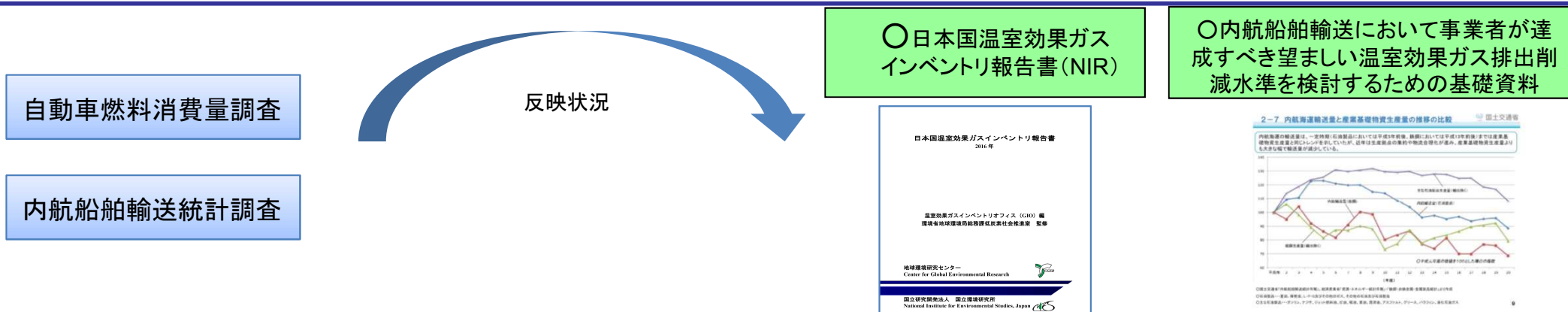
施策名：自動車及び内航海運分野における燃料消費量の正確な把握に資する統計の整備・見直し

自動車燃料消費量調査

- 自動車から排出される温室効果ガス排出量を捉えるための基礎データとなる自動車の燃料消費量を把握することにより、我が国の地球温暖化対策及び交通政策等を策定するための基礎資料を作成する。

内航船舶輸送統計調査

- 我が国の船舶による国内貨物輸送の実態を明らかにし、我が国の経済政策、交通政策を策定するための基礎資料を作成する。



施策名：産業界の自主的取組の推進

産業界における地球温暖化対策は、自主的取組(温室効果ガス排出削減計画。2012年までは「自主行動計画」、2013年度以降は「低炭素社会実行計画」という。)を中心に行われてきたところ。政府においても、「低炭素社会実行計画の推進・強化」を産業界における対策の柱として位置付けており、国土交通省としても、所管業界に対し、「低炭素社会実行計画」の策定、検討の働きかけを強化している。

6-3 気候変動・防災に関する知識の普及啓発による自助・共助の取組推進

施策名：気候変動・防災に関する知識の普及啓発

気象災害・気候変動に関する知識の普及啓発

防災気象講演会

防災情報の有効な利活用の促進を図る防災気象講演会を全国の気象台等で毎年実施

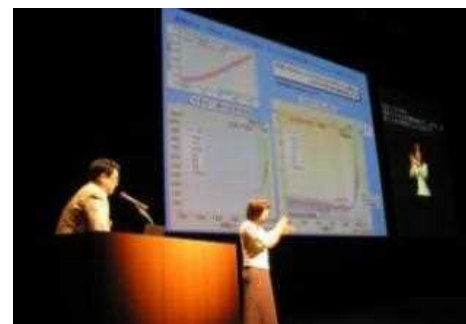


講演内容(例)

- ・大雨
- ・台風
- ・雷
- ・竜巻
- ・上記に関する防災情報の利活用の促進

気候講演会

気候変動、地球温暖化問題の解説を行う「気候講演会」を実施



講演内容(例)

- ・地球温暖化
- ・異常気象・気候変動と農業
- ・気候変動と海洋
- ・異常気象の実態

出前講座・イベント

「防災気象情報とその利用」、「台風に備えて」等をテーマに、気象庁及び全国の気象台で展開



ホームページ等による情報提供

気象科学館(気象庁本庁)での展示や、気象庁ホームページにおいて、地球環境・気候に関する最新情報の提供



気象科学館



ホームページ

(天気の急変から身を守るために)

➡ 平常時からの備えや情報の重要性、災害発生のメカニズム、気候変動について多くの人に知っていただき、防災意識の向上と、防災情報の有効な利用の促進(自ら考えて行動していただく)を図る

6-4 環境教育等による生物多様性に関する普及啓発の推進

施策名：海辺の環境教育の推進

- 造成した干潟や生物共生型港湾構造物等の港の良好な自然環境を活用して、地域のNPOや自治体、教育機関等と連携した「海辺の自然学校」を開催し、自然体験活動・環境教育の機会を提供する。
- 環境に配慮した港湾行政の取組や、港湾・海洋における環境保全の大切さに対する地域住民の理解の増進をはかる。

展開スキーム

国土交通省

- 港湾整備により発生する浚渫土砂等を有効に活用し、干潟・藻場等を造成
- 海辺の自然体験プログラムの提供
- 多様な主体との連携

自治体・NPO等

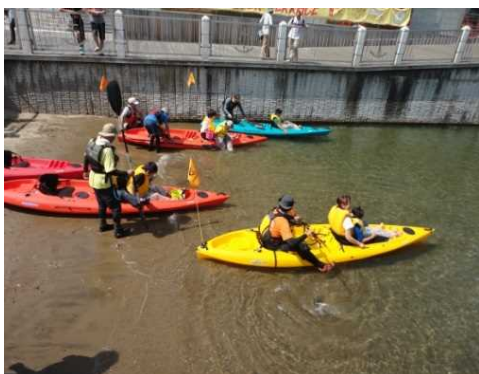
- 市民参加の促進
- 総合学習(地域性のある)
- 地域の活性化
- NPOのネットワーク化
- 指導者養成

連携

- 企画立案
- 運営体制整備
- 広報・参加募集

「海辺の自然学校」

- NPO等に、自然体験・環境活動のノウハウが蓄積され、主体的な「海辺の自然学校」の実施が活発化
- 地域住民が、良好な港湾環境形成に自ら積極的に参画する意識を醸成


 港湾事務所内の施設「潮彩の渚」での生き物(あさり)調査
(神奈川県、横浜港)

 カヤックからのアマモ移植体験
「海の勉強会」
(青森県、青森港)

 浚渫土砂で造成した大島干潟での生物観察
(山口県 徳山下松港)

 親水緑地と周辺の自然干潟を101活用した「干潟フェスタ」
(熊本県、熊本港)

6-4 環境教育等による生物多様性に関する普及啓発の推進

施策名：河川における環境教育の推進

- 「川に学ぶ社会」の実現を目指して、子どもたちの川を活かした体験活動や環境学習の場を拡大し、また地域の子どもの体験活動の充実を図る「子どもの水辺」再発見プロジェクトや川の自然環境や危険性を伝える「指導者育成」などを進める。また、学校教育との連携を強化するため、教科書出版社への説明会の開催や学校教育への教材提供を進める。

「子どもの水辺」再発見プロジェクト

「子どもの水辺」協議会

- ・小中学校、教育委員会、自治体、NPO等から構成
- ・子どもたちの河川の利用を促進し、体験活動の充実を図る

水辺の登録

活動支援

- ・資機材の貸出
- ・各種情報提供
- ・市民団体等のコーディネート等

子どもの水辺サポートセンター

(河川整備が必要な場合)

申請

整備の実施

河川管理者

各主体連携した協議会で環境教育の場となる「子どもの水辺」を登録。「サポートセンター」が活動を支援(資機材の貸出、活動のコーディネート等)することで、子供たちの河川の利用を促進。

「子供の水辺」での活動



(小瀬川(広島県))



(桐生川(群馬県))

学校教育との連携

- ・ 学校教育との連携を強化するため、教科書出版社への説明会の開催や学校教育への教材提供を推進。
- ・ また、河川教育を学校教育の中に導入し実践するため手引書の作成や教材開発も実施。



教科書出版社への説明会の様子



手引書や教材開発のイメージ

6-4 環境教育等による生物多様性に関する普及啓発の推進

施策名：都市公園等における環境教育の推進

- ▶ 利用者・地域・学校などと一体となった環境教育・環境学習などの指導者や実践者の養成の場や機会を提供するとともに、それらのプログラムを実践する都市公園等の整備を推進。

国営常陸海浜公園（茨城県ひたちなか市）

○園内に残された広大な樹林地、沢田湧水地、砂丘・海浜環境を環境学習や体験の場として提供。



【自然環境調査】



【湧水地ガイドツアー】

県立座間谷戸山公園（神奈川県座間市）

○都市に残された貴重な谷戸の自然環境と生息する多くの生き物を身近に観察ができ、手軽に身近な自然とふれあえる場を提供。



【自然観察会】



【特定外来生物等の駆除・防除イベント】

国営武蔵丘陵森林公園（埼玉県熊谷市、滑川町）

○園内に残された里山の貴重な自然環境を自然観察会や体験型の学習プログラムの場として提供。



【草花教室】



【樹木観察】

烏川溪谷緑地（長野県安曇野市）

○カタクリ観察会やオオルリ観察会、市内小学校の学習会など、大人から子どもまで幅広く対象にした体験型教育の場を提供。



【カタクリ観察会】



【環境学習参加者(子どもたち)の声】

6-4 環境教育等による生物多様性に関する普及啓発の推進

施策名：エコツーリズムを活用した体験、教育機会の拡大

行政、地域（住民、ホテル、観光協会等）、旅行会社、交通事業者等で連携



観光資源を活かした着地型旅行商品や体制づくり、受入環境整備、二次交通の充実等の施策を一体的に支援することにより地域一体となったエコツーリズムを促進



（長野県松本市）



（三重県伊勢志摩地域）



- ・自然体験活動・教育機会を拡大することで多様な主体が自然環境の重要性を認識
- ・地域の住民等も自然環境の価値を再認識

6-4 環境教育等による生物多様性に関する普及啓発の推進

施策名：多様な主体の連携協働の促進

➤ 社会資本整備における生物多様性保全の取組の普及啓発を図るため多様な主体が連携した生物多様性保全活動が推進されるよう、社会資本整備分野における活動事例等を提示。



「生きものにぎわいづくり～社会資本における生物多様性の促進～」(平成23年度作成)

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/environment/sosei_environment_mn_000018.html

パンフレット等を活用した普及啓発

NPO等市民ボランティアによる活動の好事例を紹介

そのほか社会資本整備分野における生物多様性保全活動については、国土交通省環境ポータルサイトに公開。



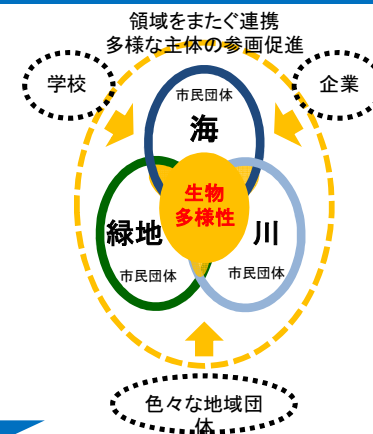
市民活動の目標・里山絵図
(東京都・野山北六道山公園)



<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/environment/index.html> (国土交通省環境ポータルサイト)

多様な主体の連携協働の促進

・領域をまたぐ共通テーマについて議論するワークショップにより、参加者間の連携を促進



参加者が持つ現場視点からの知見をまとめ、全国展開により成功事例を拡大

6-4 環境教育等による生物多様性に関する普及啓発の推進

施策名：企業等による緑化を推進するための評価、認定制度の普及推進

➤ 民間企業等による緑化の取組の評価や認定等を通じて、制度の普及を図り、多様な主体による都市緑化活動を推進する。

屋上・壁面・特殊緑化技術コンクール(平成14年～)

○屋上等特殊空間の緑化について、積極的に取り組み優れた成果をあげている民間企業等を顕彰することにより、その一層の普及推進を図ることを目的として創設された制度。

第15回(H28)受賞



＜虎ノ門ヒルズ＞ (東京都港区)



＜コープ共催プラザビル＞(東京都渋谷区)

社会・環境貢献緑地評価システム「SEGES」※(平成16年～) ※(Social and Environmental Green Evaluation System)

○企業などが積極的に保全・維持・活用に取り組む優良な緑地を認定することにより、その一層の普及推進を図ることを目的とした制度。企業側には環境活動実績のアピールや土地・緑地の資産価値向上、緑地管理の効率化などのメリットがある。

H28認定



6-5 政府実行計画に則した環境対策の推進

施策名：政府実行計画に則した国土交通省実施計画による環境対策の推進

目標・計画期間※

- ①2013年度を基準年として、庁舎等の施設のエネルギー使用・公用車の使用等に伴う温室効果ガスの**2030年度における排出量を政府全体で40%削減※**することを目標。
- ②中間目標として、**2020年度までに政府全体で10%削減※**することを目標。
- ③2016年度から2030年度までの期間を対象。ただし、2020年度中に、2021年度以降の政府実行計画について見直しを行う。

※国土交通省実施計画は平成28年12月頃に公表予定のため、政府全体の目標値を記載

主な取組内容※

- ①省エネ診断を実施し、運用改善を行う。
- ②ビルエネルギー管理システム(BEMS)を導入し、エネルギー消費の見える化及び最適化を図る。
- ③政府全体のLED照明のストックでの導入割合を2020年度までに50%以上とする。
- ④2030年度までに公用車のほぼ全てを次世代自動車都市、2020年度中間目標として4割程度を次世代自動車とする。

※国土交通省実施計画は平成28年12月頃に公表予定のため、政府全体の目標値を記載

LED照明の導入



次世代自動車



6-5 政府実行計画に則した環境対策の推進

施策名：政府実行計画に基づく関係府省の取組に対する技術的支援

- 地球温暖化対策計画及び政府実行計画の閣議決定(平成28年5月13日)において、政府の事務及び事業における温室効果ガスの総排出量を2030年度までに40%削減(2013年度比)する目標が設定されたことを受け、政府実行計画を踏まえて関係府省が実施する「建築物における省エネルギー対策の徹底」や「エネルギー消費効率の高い機器の導入」等に関して、技術的支援を実施する。

政府実行計画の実施の支援体制

- 政府実行計画等の原案を作成
- 関係府省の取組を連携して支援

(支援チーム)

- 内閣官房
- 環境省地球環境局
- 経済産業省産業技術環境局
- 資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
- 国土交通省大臣官房官庁営繕部

地方では、環境事務所、経済産業局、整備局等が効果的な取組に関する情報提供を実施

関係府省に対する技術的支援の実施(官庁営繕)

○関係府省へ情報提供

- ・建築物のエネルギーデータを活用した施設管理支援
- ・LED照明導入時の注意点
- ・省エネルギーの手法 等

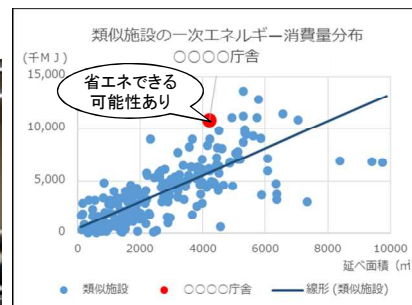
○個別の要請等に応じた支援

- ・省エネルギー対策に関する相談 等

施設整備のノウハウに基づく具体的な支援



地区官庁施設保全連絡会議による情報提供



エネルギーデータの分析例

支援

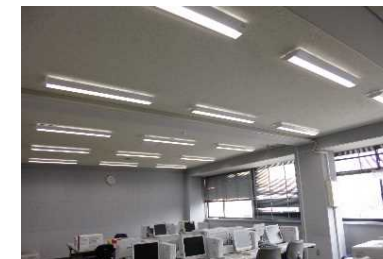
関係府省の取組

建築物における省エネルギー対策の徹底

- ・省エネルギー診断の実施
- ・エネルギー消費の見える化とエネルギー管理の徹底 等

エネルギー消費効率の高い機器の導入

- ・LED照明の導入等



LED照明の導入